

クーリングオフのお知らせ

発行日 年 月 日

①お客様が、訪問販売でご契約された場合、本書面を受領された日から8日を経過するまでは、書面（下図参照）により無条件で契約の解除を行うこと（以下クーリングオフといいます。）ができ、その効力は書面を発信したとき（郵便消印日付など）から発生します。ただし、現金取引（契約したその場で商品の引渡しを受け、あるいは役務の提供を受け、かつ代金の全部を支払うこと）で、その金額が3千円未満のときは、クーリングオフはできません。

②この場合お客様は、

- ・損害賠償及び違約金を請求されることはありません。
- ・すでに引渡された商品の引取りに要する費用、提供を受けた役務の対価あるいは移転権利の返還に要する費用は事業者が負担します。
- ・すでに代金又は対価の一部または全部を支払っている場合は、速やかにその全額の返還を受けることができます。

・商品を使用し、または権利を行使して得られた利益に相当する金銭の支払義務はありません。また、役務の提供を受け又は施設を利用した場合でも当該契約に基づく対価の支払義務はありません。

・役務の提供に伴い、土地又は建物その他の工作物の現状が変更された場合には、無料で元の状態に戻すよう請求することができます。

③なお、健康食品、不織布及び幅が13センチメートル以上の織物、コンドーム及び生理用品、防虫剤・殺虫剤および脱臭剤（医

薬品を除く）・化粧品・毛髪用剤及び石鹸（医薬品を除く）・浴用剤・合成洗剤・洗浄剤・つやだし剤・ワックス・靴クリーム並びに歯ブラシ、履物、壁紙、配置薬については使用または消費した場合（ただし、事業者がお客様に当該商品を使用又は消費させた場合を除きます。）は、クーリングオフできなくなりますのでご注意ください。

④上記クーリングオフの行使を妨げるために事業者が、不実のことを告げたことによりお客様が誤認し、または威迫したことにより困惑してクーリングオフを行わなかった場合は、事業者から、クーリングオフ妨害の解消の為の書面が交付され、その内容について説明を受けた日から8日を経過するまでは書面によりクーリングオフすることができます。下図の様にハガキ等に必要事項を記入の上、販売店あてに郵送して下さい。（簡易書留扱いが確実です。）

<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
ご契約者様のお電話番号	ご契約者様	ご契約者様住所	四つ葉電力株式会社行	大阪市北区角田町八一四七	阪急グラントビル20階		

右記日付の契約は解除します。	商品名	電話番号	代理店住所	平成〇年〇月〇日	契約日
	役務の種類				